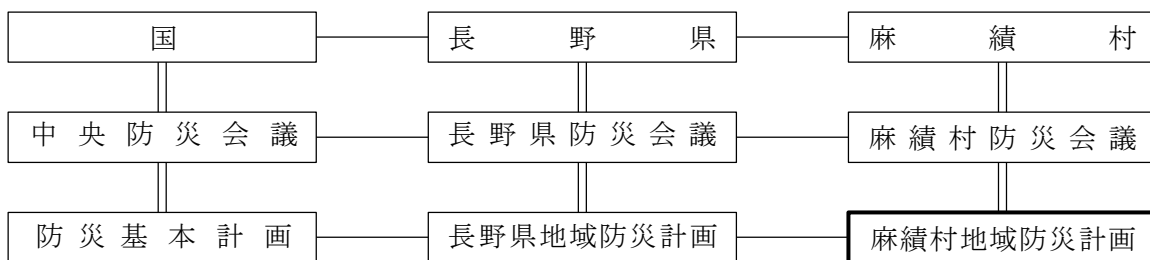


第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、麻績村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域にかかる災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

国、県及び麻績村の防災会議並びに防災計画の体系



2 計画の基本方針

(1) 防災事業の推進

治山治水をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

(2) 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図るものとする。

(3) 住民の防災活動の推進

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、住民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災へ寄与するものとする。また、村及び防災関係機関と住民等との間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

(4) 防災業務施設、設備、資機材等の整備等

村は防災関係機関と連携を図り、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材の整備等を図る。

(5) 関係法令の遵守等

村はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

3 防災対策の基本指針

防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」を基本指針とし、たとえ被災しても人命を守ることを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本指針は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

(イ) 過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強いむらづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路等の整備、公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(イ) 事故災害を予防するため事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ウ) 住民の防災活動を促進するため防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。

(エ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本指針は以下のとおりである。

(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

- (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保体制を確立する。
 - (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
 - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
 - (オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
 - (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
 - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
 - (ケ) 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (コ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本指針は以下のとおりである。
 - (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材を調達し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
 - (エ) 再度災害の防止を目指して、防災むらづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
 - ウ 村、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関、住民等と防災情報が共有できるように必要な措置をとる。
 - エ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、要配慮者を含めた多くの住民の視点を取り入れた防災体制を確立する。

第2節 計画の性格及び構成

1 性格及び修正

(1) 性 格

この計画は近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を基本方針として、本村の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

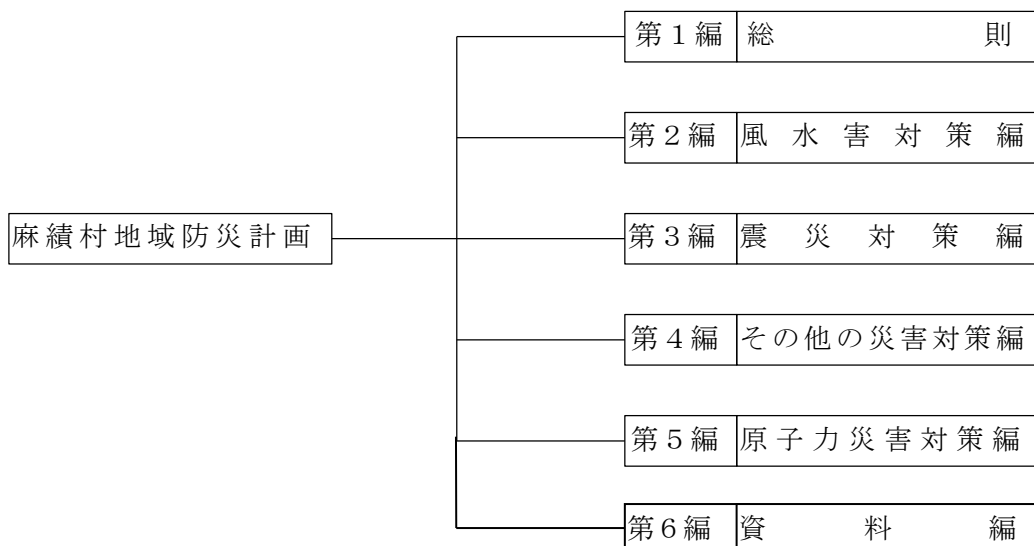
この計画と県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、村の地域防災計画は、住民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、村長は地域防災に関して第一的な責務を有する。

(2) 修 正

麻績村地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき国、県の防災方針、村の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

2 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を示した。また、第4編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、林野火災対策、火山災害対策について特記すべき事項を示し、第5編を原子力災害対策編とし、原子力事業所の事故等による災害に対する備え、応急、復旧・復興の諸施策を示し、第6編を資料編として、本計画に必要な関係資料、様式等を掲げた。



※本計画内の担当部署については、災害対策本部組織における役割を基に分担することとする。

総務部…総務課関係部局

住民部…住民課関係部局

振興部…振興課関係部局

観光部…観光課関係部局

教育部…教育委員会関係部局

消防部…麻績村消防団

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

麻績村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 松本広域消防局

松本広域消防局は、災害から組織市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、村災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

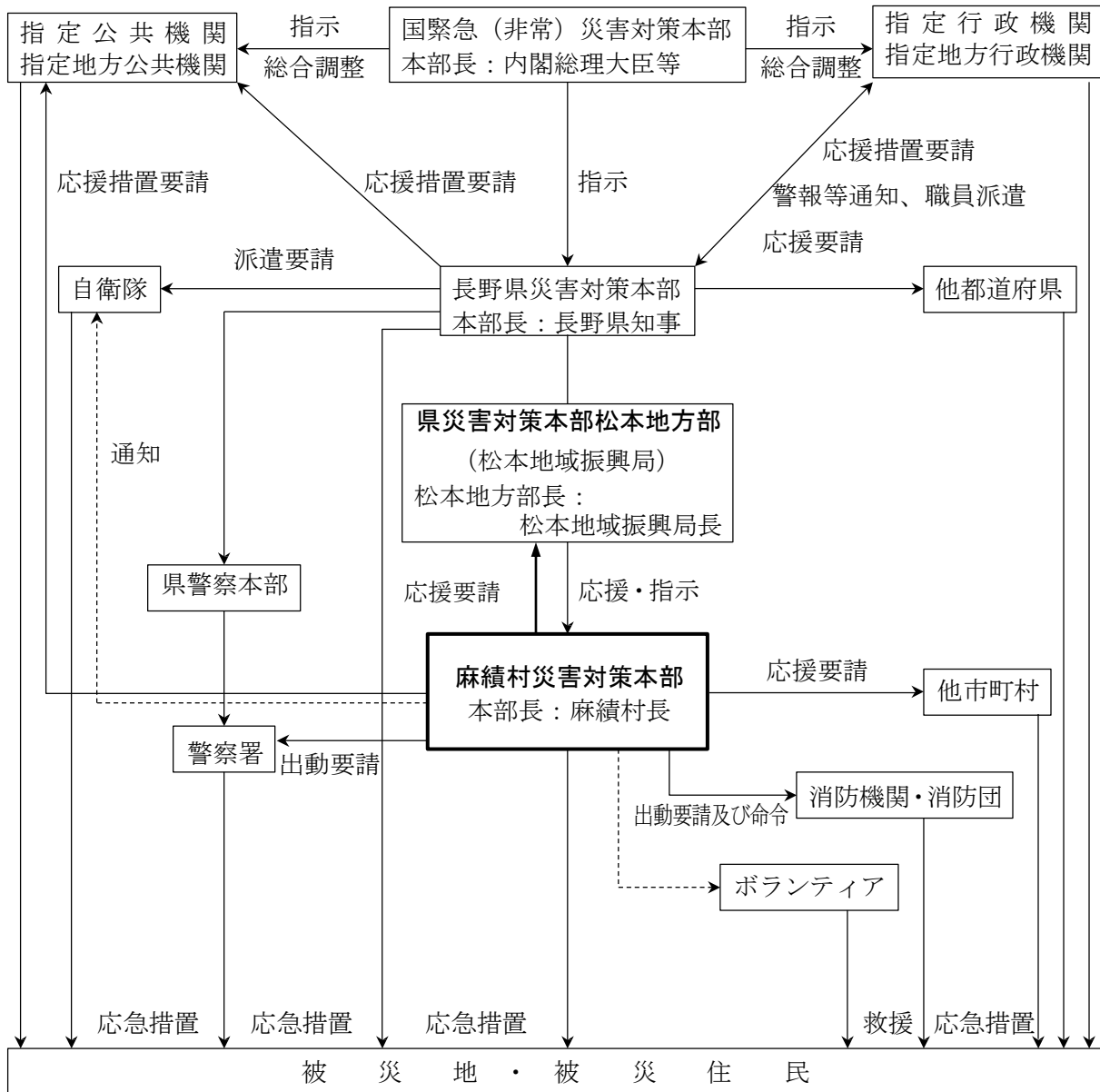
6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭にいた防災対策を常日ごろから講ずる。

村の防災のしくみ



第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
麻績村	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。 (9) 村内における公共的団体及び自主防災組織の結成促進に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
松本広域消防局 (麻績消防署)	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 麻績村災害対策本部の業務に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 (松本地域振興局・松本建設事務所・松本保健福祉事務所)	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県警察本部 (安曇野警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急通行車両の確認事項の事務に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。 (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (7) 危険物の取締りに関すること。 (8) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 (長野県拠点)	1 災害予防対策 (1) 防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、土砂崩落防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (3) 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全にかかる施設等の整備に関すること。 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (4) 災害時における農作物、蚕、家畜等にかかる管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (5) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (6) 災害時における食料の供給に関すること。 3 復旧対策 (1) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 (中信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 火山情報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 注意報、警報等の発表及び伝達に関すること。 (3) 地震情報、大規模地震関連情報の通報に関すること。 (4) 防災気象知識の普及に関すること。 (5) 災害防止のための統計調査に関すること。

1. 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野労働局 (松本労働基準監督署)	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。 (3) 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 (4) 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
国土交通省 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所松本出張所) 関東地方整備局 (長野国道事務所松本国道出張所)	1 災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (4) 所管施設の耐震性の確保 (5) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 2 応急・復旧 (1) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (2) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (3) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (4) 所管施設の緊急点検の実施 (5) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務にかかる災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
東日本旅客鉄道(株)(聖高原駅)	(1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話 (株)長野支店	(1) 公衆電気通信設備の保全に関する事 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事
(株)エヌ・ティ ・ティ・ドコモ 長野支店	
KDDI(株)	
ソフトバンクモ バイル(株)	
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 (2) 損傷通貨の引換えに関する事
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関する事 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 (3) 義援金品の募集に関する事
日本放送協会 (松本支局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
中部電力(株) (安曇野営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関する事 (2) 電力の供給に関する事
東日本高速道路 (株)	長野自動車道の防災に関する事

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)長野県ト ラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事
信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信 州長野朝日放送 (株)長野エフ エム放送(株) あずみ野エフ エム放送(株)	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関する事
(一社)長野県L Pガス協会	液化石油ガスの安全に関する事
(一社)長野県建 設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
松本広域森林組合筑北支所	(1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
麻績村商工会	(1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
松本ハイランド農業協同組合麻績支所	(1) 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
地域自治組織 区長会 麻績村社会福祉協議会 麻績村民生児童委員協議会 青年・女性団体 P T A 保育園保護者会	(1) 村、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。
危険物施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。

1. 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等医療施設 の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
社会福祉施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。

第4節 麻績村の地勢と災害要因、災害記録

1 自然的条件

(1) 地勢

麻績村は長野県の中央部、東筑摩郡の北部に位置し、境を筑北村、長野市、そして千曲市に接している。

東西に9.42km、南北に7.94kmのほぼ三角形を成し、総面積は34.38km²、うち山林・原野は約8割を占めている。

麻績村を囲むように位置する北端の聖高原、南端の四阿屋山、東端にある一本松峠などはいずれも1,000mを超える山岳地帯で、これらを集水域とする一級河川の麻績川が名勝差切峡・山清路に向かって西流し、この麻績川流域の平たん地と西南に傾斜する山麓地帯とで村が形成されている。地質は新第三紀層が広く分布し、堆積岩類には著しい褶曲や大規模な断層が発達している。

また、麻績村から筑北村坂井地区にかけて堆積岩類に加えて多量の火山岩類も分布し、北部フォッサ・マグナのいわゆる中央隆起帯と西部堆積区との二つの異なる構造区の境に当たり、複雑な構造をもつ地域である。

標高は580m～1,447.6mで、標高差867.6mに及ぶ。平たん部は中央部の標高600m地帯にわずかに形成され、集落と農地がこの平たん部と南斜面に主に形成されている。

昭和30年代後半から聖高原一帯に麻績方式による別荘地開発及び地上権分譲、観光施設も造られた。行政区は25存在し、急しゅんな山間部にも住民が生活している。

(2) 位置

	所在地	北緯	東経	海拔
麻績村役場	東筑摩郡麻績村麻3837番地	36° 27' 10"	138° 2' 54"	629.1m

(3) 気候

本村は、典型的な内陸性気候で気温の日較差（10℃以上）や年較差（26℃以上）が大きく、年平均気温は11.3℃、年間降水量も1,000mm弱と少なく、県内有数の寡雨地域である上田・更埴地方に次いで年間降水量が少ない地域となっており、空梅雨や晴天が続くと干ばつの被害もしばしば起こる。村の北側にそびえる聖山・聖高原・冠着山は、脊梁山地となり北西季節風を遮るため、降雪量、積雪量ともに少ない。また、聖山山麓に南面する高原状の土地は、年間日照時間2,500時間を超え県内でも長時間に属する。ただし、高冷地では放射冷却による晩霜や放射霧などの現象もみられる。

(4) 自然条件にみる災害の要因

自然的な条件から発生する災害の要因は多様で、しかも突然発生する。麻績村の場合、急しゅんな地形と高低差のある地理的背景から、集中豪雨に見舞われた際の河川の決壊や溢水による沿岸の被害、急傾斜地周辺の山崩れや地すべり、土石流等の発生の危険性がある。

また、本村は村土の約68%を森林が占める山林地帯である。他地域に比べ森林面積に占める保安林の率は高いとはいえ、近時における山林の荒廃は豪雨時の貯水機能を低下させており、水害の要因ともなりやすい。さらに、大規模な直下型地震による地すべりやがけ崩れによる道路の寸断で、完全孤立の危険性をもつ地域もある。観光地として村外からの訪問客も多く、それが人為的諸要因と相関して災害へ発展する素因が常に内在している。それらのうち特に災害として考えられる要因には次のものがある。

ア 地震

昭和51年から55年にかけて起こった群発地震、昭和59年の長野県西部地震及びそれ以降の小規模な地震と内陸性の地震は多数発生している。とりわけ、昭和59年に発生した木曾郡王滝村を中心とした長野県西部地震の被害は14もの市町村に及び、各所で土砂崩れが発生し29人が死亡するなど、甚大な災禍をもたらした。また、空前の被害を及ぼした阪神・淡路大震災や平成23年に発生した東日本大震災が示したように不測の事態も懸念される。

麻績村における地質を構造的にみると、野間背斜付近の基盤に松本―長野線が推定され、これより東が中央隆起帯に、西が西部堆積区の込地堆積盆に相当する。すなわち、本村は中央隆起帯の西縁部に位置していることになる。竹場向斜、野間背斜、倉掛断層、野間断層、市野川断層によって規定されており、活断層研究会によると、市野川西方には小断層が多数発達していることから、今後はさらなる検討が必要である。

イ 流出土砂の生産源

村内の多くが砂礫の地盤のため、浸食に弱く土砂の生産源になりやすい。このため流出土砂で河床が上昇し、洪水が発生する危険性を宿している。

ウ 地形による災害の特異性及び局地性

野間地区及び市野川地区においては地すべりの危険性を含んでいる。また、梅雨末期の大雨や台風による豪雨の発生の際、各小河川のはん濫及び麻績川水系の決壊が懸念される。

エ 急こう配の河川（土石流危険溪流）

本村には土石流危険溪流が48箇所あり、土砂が堆積し河床が上昇しているため、豪雨時には周辺の集落で被害が予想されるため、その対策が必要である（資料2－3参照）。

オ 急傾斜地帯

急傾斜地崩壊危険箇所に43箇所指定されており、降雨に対して非常に弱く、被害が予想されるため、その対策を講ずる必要がある（資料2－2参照）。

カ 地すべり危険箇所

地盤が軟弱なため、豪雨時に地すべりの危険性のある地域も存在する（資料2－1参照）。

キ 山腹崩壊及び土砂流出

山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が、それぞれ4箇所と15箇所あり、崩落土砂等が河川を埋め、洪水が発生する、あるいは道路が寸断される等の危険性を有している（資料2－9参照）。

ク 重要水防区域

水防上特に警戒を要する所が6箇所あり、降雨の際には被害が予想される（資料2-7参照）。

ケ 前線の影響による豪雨

梅雨期、秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発になり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。

特に梅雨末期は集中豪雨となりやすく、警戒を要する。

コ 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。長野県に影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の四つのコースに分けられる。

(ア) 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は風雨が強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

(イ) 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部・西部の山沿いは局地的な大雨となる。

(ウ) 県の東側に接近して北上する場合

県の東部の山沿いで風雨が強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

(エ) 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

サ 山林火災

林野面積が広大なことから、当村では過去にも大きな山林火災を経験しており、今後も林野火災の発生が予想される。

シ 高冷地帯

内陸性気候で標高が高い本村では、主に山間部において農産物等の生育可能期間が短く、凍霜害及び低温障害等の被害が発生しやすい。

2 社会的条件

(1) 人口

人口動態は村の発展の指標となり、将来の動向を見極める重要な要素である。本村の人口推移は合併当時の昭和31年には5,000人を超えていたが、平成27年の国勢調査では2,788人と大幅に減少した。世帯数は1,001世帯で、1世帯当たりの人口は2.8人と、減少傾向となっている。

出生率は、昭和57年以降ほぼ横ばい状態が続いたが、平成27年の国勢調査では大きく減少した。死亡率は出生率を上回る数字で年々上昇傾向にあり、平成27年の高齢化率は43.4%と高い。特に、山間部や孤立化予想地区など高齢化家庭も少なくない。

企業誘致による若年層の定着化、住宅団地の造成、長野自動車道麻績インターチェンジの開設などが人口流出に歯止めをかけ、平成3年くらいまでは、転出者が転入者を常に上回っていたが、ここ数年は転入者数が転出者数を上回っている。

また、聖高原の“森と湖のハイランドゾーン”、旧麻績宿を中心とした“歴史探訪ゾーン”、日向地区の“ふるさと体験ゾーン”などは観光客でにぎわう場所であり、村内の人口は相対的に変動していることも念頭におく必要がある。高齢者や観光客等、要配慮者に対する防災上の配慮が、より求められる状況となっている。

●観光客入込数の推移

観光客入込数

(単位：百人)

月別 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
平成2年	48	139	79	288	691	98	54	20	108	145	62	5	1,737
平成7年	50	145	78	241	635	113	50	37	110	134	72	27	1,692
平成12年	35	147	48	242	556	280	57	44	19	47	68	40	1,583
平成17年	32	132	46	234	508	273	54	40	20	49	67	40	1,495
平成22年	22	79	28	114	244	114	61	40	21	36	26	22	807
平成27年	15	63	28	99	181	135	57	35	10	36	19	10	688

キャンプ場利用者数

(各年4月～11月)

年度 区分	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年
聖高原キャンプ場	3,924人	2,589人	1,854人	1,469人	1,705人

スキー・スケート場利用者数

(各年11月～翌年3月)

年度 区分	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年
スキー場	7,368人	9,024人	10,233人	4,470人	3,600人
スケート場	9,523人	—	—	—	—

博物館入場者数

年度 区分	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年
聖博物館	19,268人	9,335人	4,065人	2,498人	773人

(2) 産業

麻績村は、山林面積が総面積の約7割近くを占めるなど地理的条件により、古くから農林業を基幹産業として発展を続けてきた。昭和40年代までは第一次産業の就業者が過半数を占めていたが、現在では第二次産業、第三次産業への就業者が増加し、第一次産業就業者は30%以下となっている。1戸当たりの平均耕地面積は、0.3haと少ないものの、米、野菜、果実、さらに乳牛、肉牛を飼育する畜産は村の基幹産業として、恒久的農作物として推進していく必要がある。

また本村の歴史は古く、古墳や史跡等の文化遺産が数多くみられること、また、一部、善光寺街道の宿場を形成していること、豊かな自然に恵まれているなどの諸条件をもとに、聖高原の別荘地整備の推進、野外設備の充実、観光農業や土産品開発など、観光事業にさらに力を入れるとともに関連産業の育成を図っていくことから、今後はさらに第三次産業の増加が見込まれる。こうした積極的な観光事業への取組みは、さらなる集客（現在約7万人）につながる反面、災害発生時には、多くの方が被害を受ける危険性がある。また日帰り客も多いことから、観光客の把握に困難を極め、被害が膨らむケースも想定される。

一方、商工業に関しては小規模事業所が集落内に点在しており、就業者の多くは松本、長野へ通勤しており、日中の人口は約80%となる。災害の被害を最小限に抑える意味でも、総合的防災体制の確立及び若者に就業の機会拡大を図る魅力ある産業の振興を積極的に推進していく。

(3) 交通

鉄道ではJR篠ノ井線、道路では本村を南北に縦貫する一般国道403号、東西に結ぶ主要地方道丸子信州新線、主要地方道大町麻績インター戸倉線などを主軸に、村道は、地域内幹線として村の振興を支えている。平成5年には長野自動車道麻績インターチェンジも開通し、高速交通網も整備された。ただし、現在、村道の総延長278,564.4mのうち舗装率61%、改良率は32%にとどまっている。このほか生活道路としての集落内道路、一般村道についても点検・整備を進めていく必要がある。

(4) 社会的条件にみる災害の要因

災害発生の原因は自然的条件が主体的なものであるが、ある種の社会的要因が自然的諸要因と関連して、災害発生の要因を醸成し、あるいは災害を拡大させる方向に作用する。

社会的条件の現状に起因した災害発生あるいは拡大の要因としては、次のことが挙げられる。

ア 集落の特性

集落地に人口が集中していることは、警戒、避難情報の収集伝達を容易にする反面、ひとたび災害が発生した場合にはそれだけ民家、住民に被害が及ぶ。とりわけ地震の二次災害である火災の恐ろしさは、阪神・淡路大震災が示したところである。老朽化の目立つ木造住宅、プロパンガス基地周辺、下井堀、上町、明治町、市野川、上井堀を始めとする住宅密集地など、日ごろからの点検及び点検項目の見直し、消防対策の一層の強化・充実が肝要である。特に火災発生時には、多くの家庭が灯油、プロパンガスなどを所有していることから災害の拡大につながる可能性がある。このため住民には火災予防思想を普及し、関係機関及び団体との連携により火災訓練を実施していくことが必要である。また、自主防災組織の重要性からも、地域住民の防火・防災意識の高揚と啓発を図っていく。

また、本村は65歳以上の高齢層が43.4%（平成27年国勢調査）を占めており、高齢化による要配慮者の増加と生活圏の広域化による日中の留守宅増加も災害を拡大する要因となる。これらの現状を踏まえた防災体制の確立が重要である。

イ 危険地帯の住居

住民の大半は比較的平たんな地域に居住しているが、日降雨量が80mmを超える集中豪雨の際は麻績川沿いでも低地及び各小河川のはん濫及びため池による水害が懸念される。また、山間部の高・野間・桑関地区では地すべりに巻き込まれる危険性があり、被災しやすい状態におかれている。

ウ 広域災害時の孤立化と交通渋滞

村域内の国道・県道4路線、特に一般国道403号及び主要地方道丸子信州新線は、広域幹線道路として重要な位置にあるが、直下型地震が発生した際には通行に支障あるいは通行不能となる場合も想定される。

たとえ幹線道路や鉄道の機能が損なわれなくても、そこに至る村内の道路の機能が失われる可能性も考えられる。特に、桑関―野間線が寸断されれば、野間地区の1軒は完全孤立状態に陥ることになる。

また、いったん災害が発生した場合を想定した、交通規制計画の樹立や避難路の確保などの交通・避難対策を講ずる必要がある。

エ 森林の荒廃

森林の伐採、地域開発のための工事等は山地の保水能力を減少させ、土砂崩れ等の誘因となり、水害の要因となる。麻績方式の導入により森林保護に努めた結果、本村における保安林は約387haで、森林面積の約16%を占め、治山事業は他地域に比べ比較的推進が図られている。今後も森林整備を進め、保安施設の設置など適正管理に努める。

3 災害記録

過去の災害履歴は資料13-1に掲げるとおりである。

第5節 地震被害想定

1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震には、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震等の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

2 想定地震

(1) 想定地震の諸元

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点での科学的知見を踏まえ、被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					Mj	Mw	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線 断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース
海溝型 地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)		8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)		9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)		9.0	9.0	1ケース

(2) 想定するシーン

地震被害を想定するシーンは以下の3つとする。

想定するシーン

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬／深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。
夏／昼 12 時	・自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
冬／夕 18 時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(3) 地震別ケース別の想定最大震度

村における地震別ケース別の想定最大震度は以下のとおりであり、最大震度が予測されている諸元地震は、「糸魚川－静岡構造線断層帯の地震」の震度7と想定されている。

地震別ケース別の想定最大震度

想定地震		想定最大震度
長野盆地西縁断層帯の地震	ケース 1	5 強
	ケース 2	5 強
	ケース 3	6 弱
	ケース 4	5 強
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 Mj8.5	7
	北側 Mj8.0	7
	南側 Mj7.9	4
伊那谷断層帯（主部）の地震	ケース 1	4
	ケース 2	4
	ケース 3	4
	ケース 4	4
阿寺断層帯（主部南部）の地震	ケース 1	4
	ケース 2	4
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	ケース 1	4
	ケース 2	4

想定地震		想定最大震度
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	ケース1	4
	ケース2	4
	ケース3	5弱
	ケース4	4
全ての主要活断層帯のケースによる地震の地表震度分布の重ね合わせ		7
想定東海地震		5弱
南海トラフ巨大地震	基本ケース	5弱
	陸側ケース	5弱

(4) 地震別ケース別の被害想定

村における地震別ケース別の被害想定は以下のとおりである。

建物 最大被害想定

想定地震	建物被害（棟）【冬18時、強風時】									
	液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	0	0	*	40	0	*	*	0	*	40
糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震(全体)	*	10	2,440	370	0	*	70	50	2,500	450
伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯(主部南部)の地 震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地 震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース)	0	0	0	0	-	*	*	0	*	*

「*：わずか」、「-：該当なし」（以下同じ）

死者 最大被害想定

想定地震	人的被害（人）【冬深夜、強風時】					
	死者数					
	建物倒壊	(うち)屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	*	*	*	0	*	*
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震(全体)	130	*	*	0	*	130
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	*	*	*	0	0	*

負傷者 最大被害想定

想定地震	人的被害（人）【冬深夜、強風時】					
	負傷者数					
	建物倒壊	(うち)屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	10	*	*	0	*	10
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震(全体)	520	50	*	0	*	520
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	*	*	*	0	0	*

重症者 最大被害想定

想定地震	人的被害（人）【冬深夜、強風時】					
	重症者数					
	建物倒壊	(うち)屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	*	*	*	0	*	*
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	290	10	*	0	*	290
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	*	*	*	0	0	*

避難者 最大被害想定

想定地震	避難者（人）【冬18時、強風時】											
	被災1日後			被災2日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	10	*	*	90	50	50	50	20	20	10	*	10
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	2,290	1,370	910	2,460	1,230	1,230	2,460	1,230	1,230	2,730	820	1,910
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	*	*	*	10	*	*	*	*	*	*	*	*

自力脱出困難者・要配慮者避難者 最大被害想定

想定地震	人的被害（人）	要配慮者（人）【冬18時、強風時】			
	自力脱出困難者数	避難所避難者における要配慮者数			
		1日後	2日後	1週間後	1ヶ月後
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	0	*	10	*	*
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	200	280	250	250	170
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	0	0	0	0	0
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	0	0	0	0	0
想定東海地震(最大被害)	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	0	*	*	*	*

ライフライン 最大被害想定

想定地震	ライフライン（被災直後）		
	上水道	下水道	電力
	断水人口（人）	支障人数（人）	停電件数（軒）
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	1,550	1,380	720
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	2,740	2,580	1,440
伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	0	150	0
阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	0	150	0
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	0	150	0
境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	0	150	0
想定東海地震(最大被害)	0	150	0
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	530	590	260

物資不足 最大被害想定

想定地震	物資不足（1日後）【冬18時、強風時】		
	食料	飲料水	毛布
	過不足量（食）	過不足量（リットル）	過不足量（枚）
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	50	△1,050	20
糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震(全体)	△4,880	△8,420	△2,710
伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース3)	60	480	30
阿寺断層帯(主部南部)の地 震(ケース1)	60	480	30
木曾山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース1)	60	480	30
境峠・神谷断層帯(主部)の地 震(ケース1)	60	480	30
想定東海地震(最大被害)	60	480	30
南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース)	60	270	30